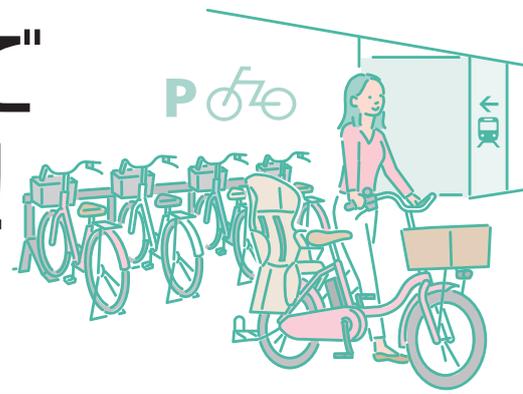


放置自転車なしで まちもスツキリ！



自転車を放置していませんか？

買い物中の
短い時間だから…



周りに迷惑かけない
自宅の前だから…



こんな停め方、していませんか？ これ全部、放置自転車です！

他の人も、
みんな停めてるから…



オープンスペースだし
公園の中だから…



放置自転車は周りの人の迷惑となります。
最寄りの駐輪場に、停めましょう！

詳しくは
裏面へ…

放置自転車のこと、どのくらい知っていますか？



放置自転車の定義、知っていますか？

『自転車の利用者が、自転車から離れているために、直ちに移動できない状態』にあることを言います。

駐輪場に停めていない限り、短時間でも、自転車から離れてすぐに移動できない状態であれば、「放置」とみなされます。



短時間でも
すぐ移動
できない場合は
放置です。



放置自転車が、周りの迷惑になること、知っていますか？

普通の自転車は長さ 1.9m、幅 0.6m くらいです。歩道の幅が 4m ある広い道路でも、自転車が停まると残りの幅は 2m くらいで、通りにくくなります。

また、放置自転車の多い場所では、自転車の盗難やまちの景観などに悪い影響を与えます。



歩道が狭く
なってしまう
通りにくく
なります！



自転車
盗難や景観
などが悪く
なります！



放置禁止区域では、【即時撤去】されること、知っていますか？

川崎市では市の条例に基づいて、放置禁止区域での即時撤去を実施しています。撤去した自転車は、駅ごとに定められた保管所に、1 か月間保管しています。返却を求める場合は、撤去保管料として 2,500 円（自転車）が必要です。



放置しない
ことが無駄な
出費と労力を
抑えます！

川崎市「みんなてなくそう
放置自転車・放置バイク」



放置禁止区域や市営駐輪場の詳細については、左の QR コードにて「みんなてなくそう放置自転車・放置バイク」のホームページをご覧ください。

【お問合せ先】 川崎市 建設緑政局 自転車利活用推進室

電話 044-200-2303 メール 53ziten@city.kawasaki.jp